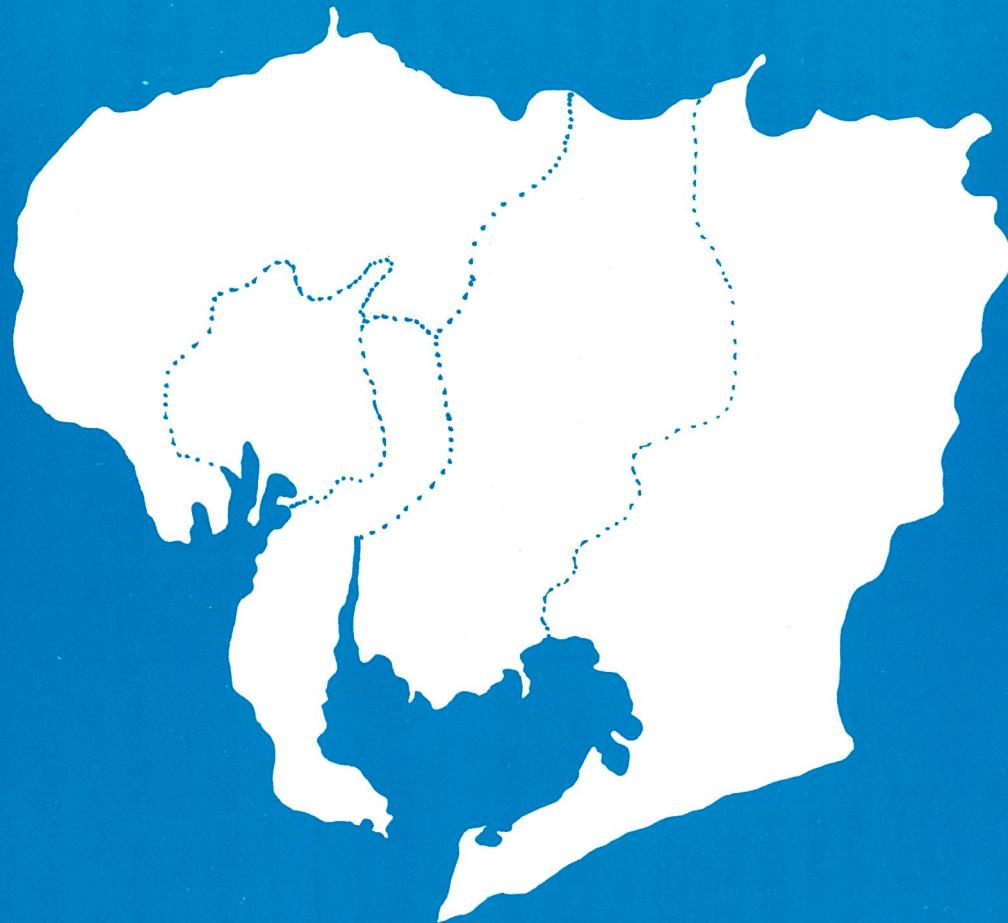


観の眼



目

巻頭言	2
剣道試合運営について 解説及び補足の事項	3
愛知県東三河地方の剣道史	7
鳥取国体に出場して	19
杖道大会報告	20
六年間剣道をやって	20
各地区剣道連紹介	22

次

段位及び形審査会要項	25
手数料改正について	26
理事会・評議員会議事録抜粋	27
60年度事業報告書	27
61年度事業計画案	29
各連盟所在地	32
編集後記	32

第9号



愛知県剣道連盟

昭和五年迄私は旧制愛知一中（現旭丘高）の生徒だった。当時の生徒は、何か一つの運動部に籍をおくことが不文律として決められて居た。それは一代の名校長として有名な故マラソン王、日比野寛先生が嘗々と築かれた「一中精神」三つの「正義を重んぜよ」「運動を愛せよ」及び「徹底を期せよ」と云うことであつたからである。この精神は世を経ても先生から生徒へ、上級生から下級生へ、伝えられた。特に各運動部に於て厳しく守り伝えられた。

私は小学校時代範士故浅井秀信先生に教えられたので剣道部に入った。小学校の剣道位では、上級生には全く歯が立たなかつた。しかし、三年生になつた頃から剣道が面白くなつた。幸いな事に「一中精神」には、勉強せよとはうたつてないので、これをいい事に学業は、剣道の二の次としていた。

剣道部で先輩方、特に強かつた人々の事をよく上級生から語られた。其の強かつた先輩の中の一人が、御承知の愛知県剣道連盟を育成された、故土川元夫さんであつた。

当時土川さんの名声は、旧制四高時代で京都大学に於て、学生剣道界の最重鎮として天下にひびいていた。

我々未だ、土川さんに御目にかかる事が出来ない者の前に、夏期休暇の練習中に御本尊が現れた。京都大学の学生だつた。よ



卷頭言

名古屋市剣道連盟
会長 太田元次

A 試合開始前後に注意すべき事項について

私は、時々剣道の事を想い出しが、その光景がいつもはつきりと浮び出てくる。以上巻頭言としてはそぐわないかも知れないが、愛知県に於ける剣道発展の原動力であつた偉大な故土川元夫先輩を偲ぶことも意義ある

ことと思つて剣友の諸賢に述べた次第である。

更に、今迄県剣連の会長は、故土川先輩の斯道発展のための功績と、先輩につづき先輩の偉業に献身された名鉄の関係者の徳をたたえ、代々名鉄から選ばれて居られる事業は、実に素晴らしい剣道を愛する人々の誠意の賜物と心から感謝の意を表するものであります。

剣道試合運営について

昭和六〇年六月二十六日

下記事項は公式試合における全剣連としての統一的な運営事項である。

A 試合開始前後に注意すべき事項について

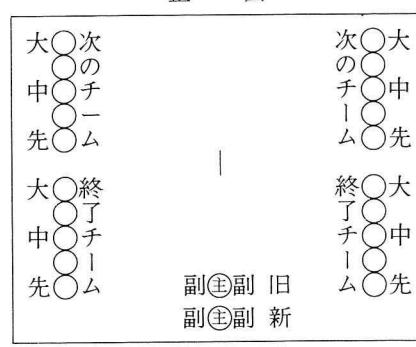
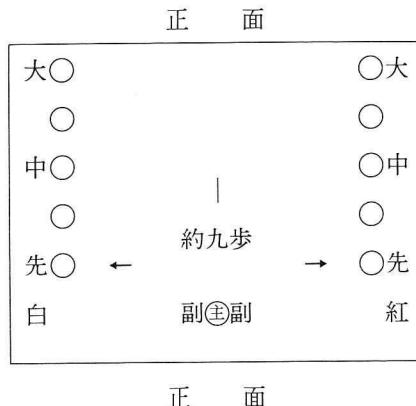
- (1) 選手入退場の際、選手席に整理して監督の指示で正面に礼をして着座及び退場する。
- (2) 選手は竹刀袋を肩に掛けないで手を持って入退場をする。
- (3) 団体戦で相互の礼をする場合は、大将のみ面と小手をつけ、
- (4) 竹刀は持たず横一列に並ぶ。
- (5) 正面の札は第一試合及び決勝戦（当日の最後の試合）のみとする。
- (6) 選手は相互の礼だけとし、審判員や試合終了後の個人的な座札などは行わない。
- (7) 試合者は、審判員が移動し所定の位置につくまで試合場内に入つてはならない。

解説及び補足の事項

A 試合開始前後に注意すべき事項について

剣道試合は竹刀で打ち合う時だけではなく、人格形成の剣道理念に沿うように審判員も試合者も実施することが必要である。

- (1) 入退場は監督又は大将から順次並んで行動する。
- (2) 竹刀（竹刀袋）は左手に持ち、小手は「握り」より面の中に入れ面金の部を下にして右脇にかかる。
- (3) 竹刀（竹刀袋）は坐ってから左側に置き面は小手の上に置く。
- (4) 試合開始は約九歩の位置で正対し、竹刀は左手に持ち相互同時に立札をし竹刀を腰に提刀として右足より三歩進み中心線で竹刀の劍先がふれるかふれない位置で正しく蹲踞し（立つたまま構え）審判員の「始め」の合図で開始する。
- (5) 試合終了は審判員の宣告の後、相互に同時に蹲踞し（立つたまま構え）竹刀を納め立ち上り、腰に竹刀を提り左足から五歩退り竹刀を下げ札をして退場する。
- (6) 試合の開始時に「お願いします」終了時に「有難うございました」等の言葉はいらない。



試合場内に一列で収容出来ない場合は試合ごとに札を行ひ二列に並ばない。

B 試合開始の審判長の合図について

(1) 二試合場以上の場合は、最初の選手（先鋒）が九歩の間に立ち全体が揃ったところで笛等で審判長が合図する。

(2) 一試合場の場合は、選手蹲踞後、主審の宣告で始める。（審判長はその際に立てる。）

C 竹刀及び面ひも（胴ひも）について

(1) 竹刀検査の場合、竹刀の長さは先皮、柄の厚さを考慮し1.5cm以内を許容範囲とする。

(2) 柄皮等を水に濡らして計量してはならない。

(3) 着色を施した竹刀を使用してはならない。

(4) 竹刀に異物をいれてはならない。

(5) この場合の異物とは先皮の芯、竹刀の柄頭のチギリ（鉄片）以外のすべてをいう。

(6) 検印のない竹刀を使用したり、竹刀の中に異物を入れて使用した場合は、本人並びにそのチームを罰とする。

(7) 鐔は所定の位置に固定する。中ゆいの位置は剣先より鐔までの、剣先より $\frac{1}{2}$ の所に固定する。

ること。（危害防止のため）

(8) 面ひもは、結び目より40cmとする。（長い場合は選手係が切る。）

(9) 脊ひも（短い方）は、花結び（蝶結び）とする。

B 試合開始の審判長の合図について

(1) 従来は試合者は蹲踞して待つとなっていたが、各試合場が一齊にそろうまで時間がかかる場合が多く試合者が試合意欲が減少するので開始位置（九歩の間）で立って待つ。

(2) 審判長の(1)・(2)項は起立して指示又は試合をはじめる。

D 試合における所作について

(1) 合議の時、選手は立つたまま竹刀を納め、区画線内側で蹲踞して待機する。

(2) 合議終了後は、開始位置に戻り立つたまま構える。

(3) 不戦勝ちの場合に、選手は試合を行う要領で開始位置に進み立つて竹刀を構えたところで、宣告を受け、元に帰る。

E 試合中、事故が生じた場合の処理について

(1) 事故により試合を継続するとの可否判断は、医師及び審判員の総合判断によるものとする。

(2) 処理に要する時間は、原則として5分以内とする。

(3) 試合不可能となつた選手は、事後の試合出場は認めない。

F 紛糾の仕方について

(1) 試合中事故が生じた場合。

(イ) 原因が自分にある場合、原因が不明確な場合。（第26条）

(2) 「試合不能につき…勝負あり」

※不能者を負けとし、相手に2本を与える。（但し、延長戦の場合は1本を与える。）

※不能者の既得本数は認める。

(ロ) 原因が相手にある場合「不法行為につき…勝負あり」

※不能者を2本勝ちとする。（但し、延長戦の場合は1本を与える。）

※相手の既得本数は認める。

(2) 判定の場合「判定します…判定」

(3) 相殺の場合「①「双方反則2回につき…相殺」

②2回目以後は「同じく相殺」

(イ) 双方同時注意の際「赤に対し」、「白に対し」つばぜり合い注意2回、「赤に対し」と同じく注意2回」と宣告し、上記①の宣告をし、2回目以後は②の宣告をする。

(ロ) 双方同時反則の際「赤に対し」○○反則、「白

B 試合開始の審判長の合図について

(1) 従来は試合者は蹲踞して待つとなっていたが、各試合場が一齊にそろうまで時間がかかる場合が多く試合者が試合意欲が減少するので開始位置（九歩の間）で立つて待つ。

(2) 審判長の(1)・(2)項は起立して指示又は試合をはじめる。

C 竹刀及び面ひも（胴ひも）について

(1) 竹刀はよく点検して使用する。先皮のやぶれ、弦のゆるみ、竹の破損、中ゆいのしめ等に留意する。

(2) 鐔及び弦に着色されたものが多い。

(3) 面ひもは耳の少し上にそつて途中で交互に交差しないようにして、結ぶ。

(4) 手拭を「あご」等に入れて面を冠らない。

(5) 道具を結びなおす場合は区画線の内側で坐つて治す。

(6) 脊ひも（長い方）は正しく結び、その余分の部分は胴の内側に入れ結ぶ。

E 試合に於ける所作について

(1) 試合に於ける所作については、審判員の合議は中央で敏速に行う。

(2) 開始位置とは中心線で剣尖がふれあう位置である。

F 宣告の仕方について

(1) 宣告は試合者の双方、又観衆にもよく了解させる事が必要であるので、大きな声で明瞭な態度で行う。

(2) 宣告を受ける場合試合者は宣告する審判員の方に向く必要はない。

G その他の事項について

(1) 足袋（布製）・テープ・サポーターの使用は片足のみとする。

(2) リーグ戦の試合、全て負けとされる。

(3) 発見以前の試合の勝負まで遡らない。但し、リーグ戦の場合はリーグ戦の試合、全て負けとなる。

(4) 運動靴等については相手に危害を与えるので禁止する。

(5) テープ等が使用してある竹刀は使用しない。

(6) 県の大会ではゼッケンを使用しない場合は白墨で記名させる。

(7) 5の項については審判割で処置するようにする。

(8) 試合場へは試合者のみ入場させる配慮が必要である。

狭間にあつて、同族あいわかれで抗争する。やがて徳川家康が自立すると共に、その配下にはいり、江戸幕府成立後は全国各地に大名として配置された。

江戸時代、東三河は譜代の吉田(豊橋)、田原藩などの小藩と、多数の旗本領、天領が錯綜していた。

明治以後、豊橋を中心にして養蚕、製糸が盛んとなり戦前までは糸の町として有名であり、とくに生糸の生産では全国一であった。現在は紡績、木工、農業などの分野の産業が主産業として発展している。

(愛知の歴史散歩より抜粋)

三河人気質といえば、同じ愛知県内でも尾張のそれとは少し異なるようである。

戦国時代には尾張の華美に対しても三河の質朴ということが言われた。また三河兵の強さ、ことに守りの戦の強さにおいては天下無類であつたらしい。兵の強弱などは大将の質にもよるから、一概に論ずることはできないが、質朴、强悍といった特質は、一用水の完備により地域産業が発展し、生活が豊かになつた今も一残つているように思う。ただし、こうした美点の裏に、三河人の偏狭とういうことが古くから言われている。

が、健四郎は、「俺の本望は武士になつて身を立てる」と言つてきかなかつた。渡辺華山は健四郎を江戸の練兵館の岡田十松に頼んで、地道無念流の斎藤弥久郎の練兵館へ入門させた。

体が大きく、人一倍稽古熱心であつたため上達も早く、門人中健四郎の右に出る者はいなくなり、その後全國武者修業に出る。

安政元年、藤田東湖が健四郎を水戸藩主斉昭公へ推挙、健四郎二十六才の若さで水戸藩へ百石をもつて迎えられた。斉昭公は健四郎の剣技に感心ひとしおであったという。

天保元年、藤田東湖が健四郎を宝飯郡の下地(現在の豊橋市下地町)に坂部大作と言った。

坂部大作は明治十年西南戦争において警視庁抜刀隊に加わり、戦場で活躍した人で、剣術世話係(剣術師範)ができ、北辰一刀流の下江秀太



警視庁剣柔道世話掛 明治21年前頃

郎らと同じ頃剣術世話係として警視庁に入った。明治二十六年青山御所で警視庁の剣士を集めての剣術大会を開催。天皇が御覧のおり、坂部大作(鏡心明智流)と山里思徳が剣と槍で試合をし、天皇が大いに剣と槍に

は近代兵器をもつて戦つたが、薩摩軍の白兵戦に散々に苦戦した。そこで川路大警視は、警視庁の六千人の巡査から剣術の腕利き百人を選抜して「警視庁抜刀隊」を編成し、激戦に

帶刀禁止令が出され剣術の没落に拍車をかける結果となり、剣術家の社会における貢献場所が無くなってしまう時代となる。

元幕府講武所の剣術教授方、榎原鍵吉が生活に困った剣術家を救う目的で撃劍興行を行つたが、過当競争に陥り、やがて廃れる。

このままでは日本の剣術も滅びると思われた時、その危機を救つたのが警視庁であった。大警視川路利良は巡査に帶剣を認めた。

明治十年西南戦争が勃発し、官軍は近代兵器をもつて戦つたが、薩摩軍の白兵戦に散々に苦戦した。そこで川路大警視は、警視庁の六千人の巡査から剣術の腕利き百人を選抜して「警視庁抜刀隊」を編成し、激戦に

すなわち同族意識が強く、他国者には冷たい、この三河、それも田舎の東三河地方にあって、堀田先生は、広く受け入れられ、強い支持を得ている。卓抜した技量とすぐれた人格がしのばれるのである。

3 明治維新前後ににおける

豊橋の剣客

明治維新後、文明開花の足音とともに世の中が駆け足で動いて行く。庶民の剣術に関する感心が徐々に薄れていなくながで、明治3年百姓町人帶刀禁止令が出され剣術の没落に拍車をかける結果となり、剣術家の社会における貢献場所が無くなってしまう時代となる。

維新前後の剣術の様子はどうであつたか、私の恩師鈴木房吉先生が知つておられる事項について話されたのを次に述べる。

徐々に剣術の復興がなされていった。ところで東三河の地、豊橋地方の刀隊が戦いにおいて大いにその成果をあらわしたために、改めて剣術と日本刀が見直されるようになつた。

その後、剣術必要性の気運に乗り、

ついで東三河の地、豊橋地方の刀隊が戦いにおいて大いにその成果をあらわしたために、改めて剣術と日本刀が見直されるようになつた。

吉田藩に召し抱えられるようになつたときの御前試合では大

刀隊が戦いにおいて大いにその成果をあらわしたために、改めて剣術と日本刀が見直されるようになつた。

興味を持たれた話が残つてゐる。その後、警視庁を去り、九州へ武者修業に出たが、その途中故あつて(理由ははつきりしないが、どうも身をかくす必要があつたらしい)現在の豊橋市下地町にしばらく住んでいた。(明治三十三年以降の消息は不明である)後の調査で明治四十一年範士号を受けていることが判明した。

この写真は明治二十一年頃で前から2列目右から内藤高治、隣りが三橋鑑一郎、同じく6人目が坂部大作、後列右から逸見宗助、3人目根岸信五郎、4人目柴田衛守。

(2) 平常無敵流

吉田藩には古くから平常無敵流という流儀が伝わつてゐる。この流儀の末が堀田先生に受け継がれてゐるのでここで述べてみたい。

吉田藩には古くから平常無敵流とくに、小田原には蓮真と号した。後小田原に隠棲して蓮真と号す。その京都時代の弟子の一人に、関野清太夫歳信がある。清太夫は駿河の農民の子で、そもそもは絵の修業のために出府し、業終えて独立して板倉公へ仕え、中小姓から大納戸役を努めた。京都任番中に山田甚吾兵衛に就いて剣を学び、練磨の結果、無敵流第一の遣い手となり、二代目を継続するに至る。

第三代は武井三悦安である。生國は上野桐生領境村。若年の頃は新井七右衛門と名のる。和利流を修め、江戸へ出て板倉家に仕えた。ある日同僚の斎藤半右衛門と試合をして敗れたことから、半右衛門の弟子となり、やがて関野清太夫の直門となりついに免許皆伝を許される。ところが、どういうわけか、突然浪人し、江戸三崎へ居を構え、武井三悦と改名して医者を始めた。

吉田藩に縁ができたのはこの頃で召し抱えられることになる。三崎道場は相当榮えたらしく、三悦は抜群の技量をうたわれた。関野清太夫の人も門弟も増え、ついには吉田藩へ召し抱えられることになる。三崎道場は相当榮えたらしく、三悦は抜群の技量をうたわれた。関野清太夫の技量をうたわれた。関野清太夫のかつたために、無敵流は三悦一人に

受け継がれたのであるが、その三悦が吉田藩士となつてしまい、またその後傑出した剣士も現れなかつたので、無敵流は廃藩に至るまで吉田藩のみに伝えられることになつたのである。三悦から流系を継いだのが、原田斧治好方で、次がその門人安田作三太夫勝光、続いて、その子安田三太夫勝先へ、さらにその子の安田俊八郎勝英へ、そしてその子の安田作

之進勝質へと受け継がれ、他にも、原田源太夫為忠、中澤弥兵衛定興、寺尾大之進清廉へ伝えられた。中でも寺尾大之進は高名の剣客であつたようだ。

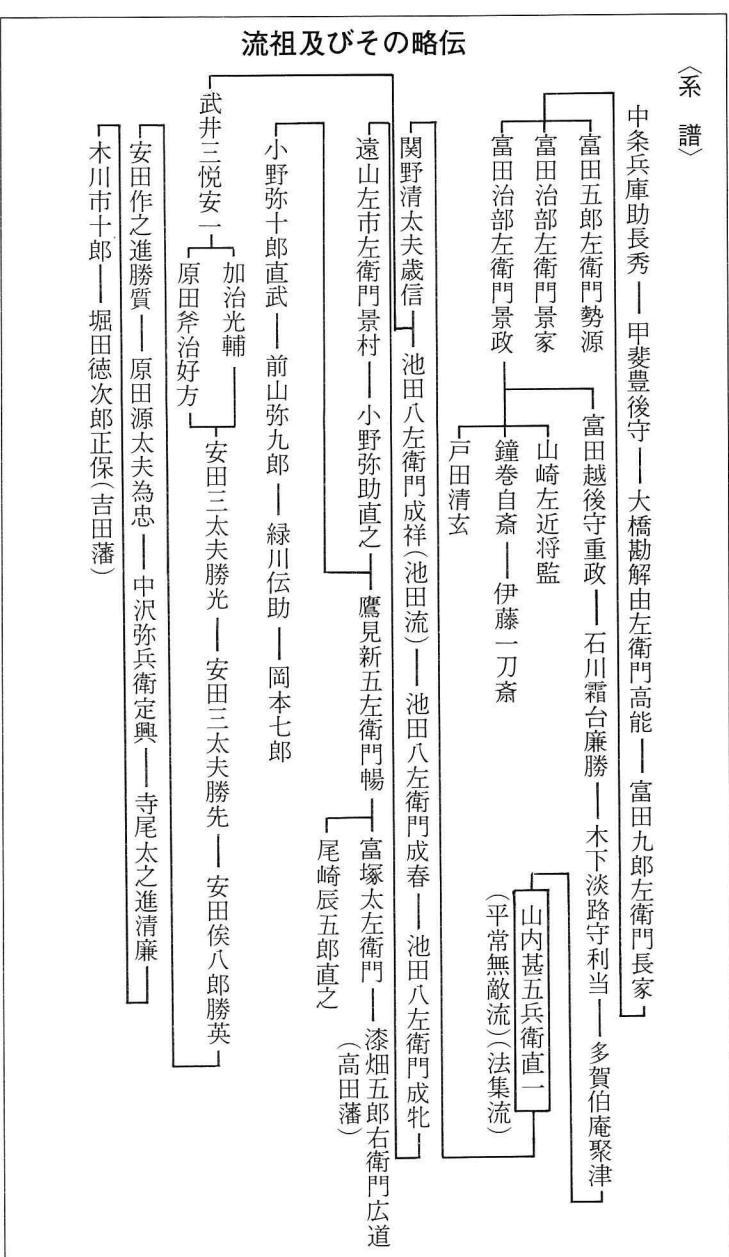
理にその特色がある。この流儀は、木川市十郎氏から、堀田先生に伝えられるところとなり、堀田先生は、この地方の近代剣道の創始者というばかりでなく、古流の継承者としても、重要な役割を果たされることになるのである。

4 堀田先生のこと

堀田徳次郎先生は、父堀田百太郎、妻しようとの一人子として明治十八年六月九日名古屋久屋町に生まれた。実家は馬車屋（現在でいう運送業）であった。幼少の頃から剣術が好きで、八才の時白壁町にある小野派一刀流、杉山保次郎先生の一心館に入門した。十三才の頃になると相当に剣術の技も上達し、将来剣術によつて身を立てようと決心し、愛知県警察官を志願して警察官となつた。

警察官を拝命してからは、今まで以上に稽古に精魂を打ち込んだおかげで技量が認められ、推薦によつて京都の大日本武德会講習生として派遣された。当時二十四才であった。

その後、所定の講習期間を終了しこれで精練証を受けて、剣道指導者を望む声が強い愛知県東三河の地、豊橋へ家族と共に赴任する。堀田先生二十六才の時である。



流祖及びその略伝

卷之三

皇清

明治四十年代の豊橋には、旧吉田藩の剣術師範の先生はいたが、その先生は技術的にも、人間的にも、とにかく問題の多い人物であつたらしい。したがつて豊橋の町では剣術家に対する評価は非常に悪かつたと言われている。

豊橋市に隣接する1町田から、地元関係者の間で剣術指導者を要望の声が強くなつてきた。そこで当時豊橋警察署長、羽田野氏が武徳会愛知県支部に強く要請したことによって、堀田先生が豊橋警察署詰めとして赴任するようになつたのである。

町に昔の小さな武家屋敷を借りることができた。その家は縁側と一間の家であった。当時豊橋は田舎で大きな家はほとんど無かったとのことである。

橋中学校（現在の時習館高校）、陸軍第15師団、東三河各地の青少年の指導を行つた。

堀田先生が赴任して、しばらくたつたある日、十九才になる一人の少年とその叔父が静岡県榛原郡川崎町から先生のお宅を訪ねて来た。少年は先生に入門を願うが、先生は、「君の気持は良くわかる。しかし、まだ少年であるし、又現在、家も狭いので君の居場所も無いから、君が軍隊へ入つてから来なさい。」と言われ少年は先生と叔父に説得されてしぶしぶ京において、剣道の修業に励んだ。そのかいあって大正九年四段、大正十一年剣道精練証を拝授し、大正十二年三月陸軍士官学校を退官して、豊橋へ帰り、市立豊橋商業高校の術科担当の教諭として、剣道の指導をするとともに堀田先生の直接の指導を受け、後に堀田先生の直弟子となつた。

(2) 巡回指導
(鈴木房吉先生談より)

ごとく、短く、荒く長く稽古すると氣分がだれてくるから、短く非常に激しく、そして回数を多く、繰り返して稽古するよう指導された。足幅については広くなく、狭くなく、自然に、左足の向き、位置、左足の引きつけ、姿勢、態度など常に注意されていた。

堀田先生の情熱溢れる指導によつて、東三河の剣道のレベルは著しく向上した。

(2) 巡回指導

(鈴木房吉先生談より)

堀田先生が軍隊、豊橋中学校（現在の時習館高校）、豊橋警察署、及び東三河各地の青少年の巡回指導を行なうようになると、新城の峰田与志一氏、大久保一氏、田原の鷺津久五郎氏、日露戦争後豊橋へ帰つてきた軍人出身の塚本一心氏が堀田先生のお手伝ををして、各地の巡回指導のお手伝をすると同時に堀田先生に稽古をつけていた。大正四年からは東京で剣道修業をしていた鈴木房吉先生も、夏休暇に

大正四年からは東京で剣道修業をしていました鈴木房吉先生も、夏休暇には必ず帰豊して各地の巡回指導にお誂をし、その日の稽古が終ると最後に一本稽古をつけていただくのが常であつた。

堀田先生の剣道指導法は、いつも一貫していた。その指導は義父内藤一貫をし、その日の稽古が終ると最後に一本稽古をつけていたのが常であった。

父は家庭では非常に厳しい人でした。

大正十二年～十三年頃堀田先生のことと長女である渡辺豊子氏は次のように語つている。

たとえば、父が外出や家に帰つた時などは、家族全員で玄関に正座して、指をついて行っていらっしゃいませ、お帰りなさいませ、と送り出

しや出迎えをしつけられました。本

当に家では殿様みたいな人でした。

夜は寝る前には必ず父の部屋へ行

つて、お先に休みます、お休みなさ

い、と挨拶してから自分達の部屋で

休んだものでした。しかし、反面や

さしい父親でもありました。

父は週三回名古屋へ出張（武徳会

及び第八高等学校）の時など、よく

名古屋の松坂屋百貨店で買物をして

（百貨店での買物が好きであつたら

しい）子供の土産物をその百貨店か

ら家に送つてくれました。父が出張

から家に帰る前にはそのみやげは家

に到着していました。

堀田先生の人となりをしのばせる

お話をあります。

（3）右武学院建設

堀田先生の道場建設の話は長い間

の懸案であったようだ。

鈴木房吉先生は東京の陸軍士官学

校を退職して、大正十二年一月二十

日帰豊されるや、門人幹部に強く

呼びかけて道場建設に努力され

となつた。

当時市内には武徳殿が有り、学校

にも立派な剣道場があるのに何を好

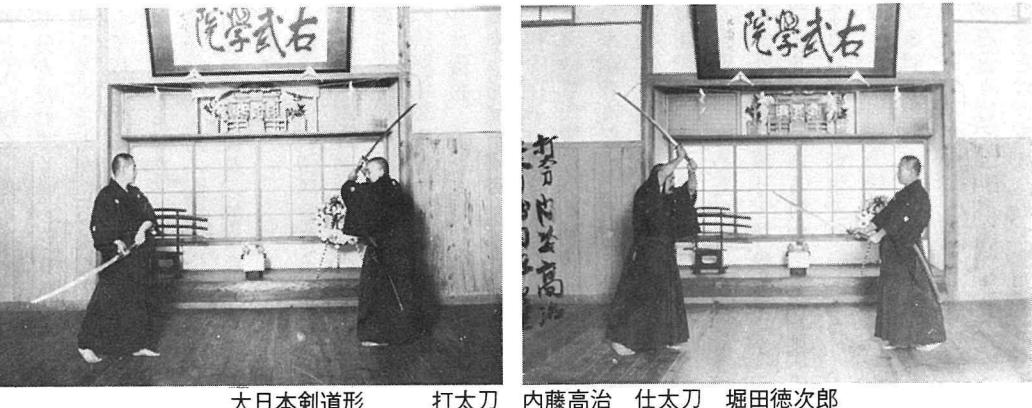
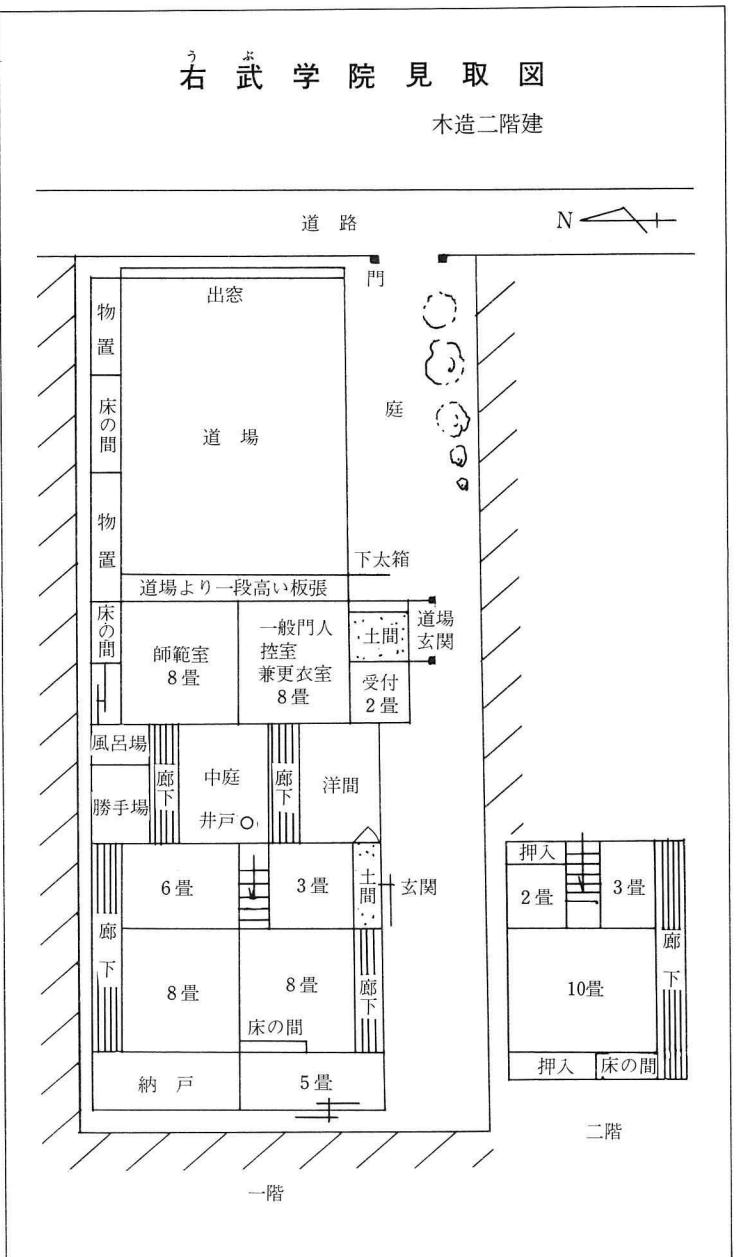
んで私設道場を造るのかという反対

の声もあつたが、門人幹部間の熱意

によつて建設委員会を発足させ、委

員長に山本滝司氏を決めた。

右武学院 木造二階建



大日本剣道形 打太刀 内藤高治 仕太刀 堀田徳次郎

— 12 —

大正十四年六月二十一日、右武学院の規則を制定し、第一回入門式を行ひ稽古を毎週火木土、午後七時から九時、日曜日は午後一時開始と定められた。

この後五月の京都大会の帰途、持田盛二、梅川文子、齊村五郎などの先生方が、豊橋へ寄られ稽古されることも多かつたといふ。

陸軍戸山学校、高等専門学校生やその教師、中学生など県外から來訪する者数多く、また、青年は愛知県内の西尾、安城、岡崎、足助、藤岡村、小原村、三好、静岡県三島等から堀田先生の名声を慕つて集つて来た。三河はもちろん、遠江、駿河の国まで、学院生は年々増加の一途をたどつたのである。

右武学院建設当時の思い出を記した文があるので抜粋して紹介する。

『第二に浮び出づるは、物故二大恩人である。一人は小林重治氏、一人は山本滝司氏。小林氏は建設の議を持ちあがるや否や、林家義氏を介して巨大なる醵金を寄せられ、吾々当事者を感奮激励された。惜しい哉、計量未だ半ばならざるに急死されて、道場の土台をも見るに至られなかつた。

山本滝司氏ほど誠心誠意で尽した人は、二人と無い、三年有余という

もの殆ど家事を放擲してかかり切つて居た。醸金募集半途にして帝国の震火災にぶつかり、一時中止の止むなきに至つた時に、委員長に誠意が無いから駄目だ。委員長を換えねば可かぬと奮慨し、着々進歩して計画

が図に當ると、委員長はえらい理想の委員長だと涙を流して喜び、委員長を鬼にしたり仏にしたりして躍り廻つたことほど左様な熱心振り、古電柱を無断で買い込んで置いて、手古擢つたような滑稽もあつたが、それも皆熱誠が為せたわざで悪く思つものは一人も無かつた。あの場合あの執拗なあの粘り強い山本氏無かりせば、事業は手際よくあれほど速に進捗しなかつたことが思われる。たしかに大恩人である。

郡部の醸出を殆ど終つて、愈々お天皇御即位の大礼を記念して、皇居内旧三の丸、覆馬場の洛寧館で「天覧武道大会」が開催された。これは宮内省警察本部（現在の皇宮警察本部）が主催した。

この大会は

1 当代日本における武道修業の最もよく鍛練された粹を集めて天覧に供したいという事。

2 この催しを挙国的なものとしたこの趣旨を含む大会で選士の選出方法

山田常太郎氏その人といふ恩人がある。

其他誰彼なしに皆寝食を忘れて働くことは、今日思い出して言ひ知れぬ愉快を感じる。院主の高徳盛功の背景によつて築かれた殿堂であること勿論だが、犬馬の労を盡した吾々共に、何れも自己満足に陶酔するの欣び大なる。

（昭和十年三月二十九日右武学院報より）

（4）天覧試合出場

昭和初期から太平洋戦争が始まる昭和十六年頃までは、日本剣道の黄金時代であった。それを象徴するものが昭和四年、昭和九年、昭和十五年の三度にわたつて行われた「天覧試合」（天覧武道大会）である。

昭和四年五月四日、五日の両日、

天皇御即位の大礼を記念して、皇居内旧三の丸、覆馬場の洛寧館で「天覧武道大会」が開催された。これは宮内省警察本部（現在の皇宮警察本部）が主催した。

この大会は

もよく鍛練された粹を集めて天覧に供したいという事。

2 この催しを挙国的なものとしたこの趣旨を含む大会で選士の選出方法

について五案の方法が出され、その中で第四案が採用された。その結果出場選士を指定選士、府県指定選士の二つに区分することになった。

指定選士というのは、宮内省が直接に指定した選士である。しかし、宮内省独自で人選したのではなく、あらかじめ指定選士選考委員会を設け最も厳正公平な方法によつて選考し、これに基づいて宮内省が招聘の手続きをとつたものであつた。

この指定選士は当代日本において、実力人格共に優秀な、しかも優勝試合に堪え得る体力を備えた者ということを大体の条件に選んだ。この条件に該当する人は、先ずこの道の専門家ということになるが、選考としては、必ずしも専門家という制限を附せず、専門家以外からも相当選出された。剣道指定選士の選考委員は日本剣道界の重鎮たる高野佐三郎、内藤高治、中山博道、川崎善三郎、高橋赳太郎、門奈正の各範士、いずれも日本剣道史に残る名人達人であった。

選ばれた指定選士は三十二人、持田盛二、檜山義質、志賀矩、島谷八十八、宮崎茂三郎、齊村五郎、近江佐久郎、近藤盛一、古賀恒吉、大麻勇次、大沢藤四郎、大島治喜太、

の効を積んだもので試合の妙味は説明できる範囲のものは無からと思ひます。勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負け無し。勝つた業は説明のできるものではありません。

山本選士に一本の小手を取られて負けたということは、平素の鍛錬の足らざる結果に帰すべきで、私の心境はどの試合も変化なかつたことを感じて居ます。（後略）

以上は選士としての感想である。私もまた長年にわたり、数多くの試合としてきた経験から——堀田先生の心境には遠く及ばないが——ここに述べられていることについて、ある程度の理解はできるつもりである。

私自身のこれまでの幾試合かを振り返つてみると、無意識のうちに相手を打突していたことが、確かにあつた。その時の気分を思い返してみると、一言にして言えば、勝負を度外視して自分を捨て切ることができていたと思う。さらに気力充実し、絶えず相手を攻めていたということも言える。どこを打突しようとねらつていたわけでもないのに無意識のうちに自然に体が動き、思わず相手を打つていてという気がする。

ただ、充実した気勢で攻め、相手を突き動かされる内容と格調の高さをこの文章は持つている。

ようがないほどの高い心境がここに示されている。

ある先生から「自分のチームと他所のチームの試合の審判が平然と、公平にやれるようになつて一人前」というお話を聞いて深い感銘を受けたことがあるが、それにも増して心を突き動かされる内容と格調の高さをこの文章は持つている。

私ものごろ各種大会の審判に委嘱されることが多くなり、審判の難しさを改めて痛感しているところである。私自身は現在「心を白紙にして、試合の流れの中で選手の動きに集中し、竹刀さばきを観る」ことを心がけているが、まだまだ未熟といふ以外ない。堀田先生の如き心境に到達することは容易ではなかろうが、胆に銘じて、今後の心がけとしたいものだと思う。

(5) 右武学院創立十周年記念

堀田先生が、愛知県東三河の剣道界に与えた影響は、はかりしれない程大きい。数多くの資料を元に、この論書き進めるにつれて、堀田先生こそ、まさに東三河剣道の育ての

う意志はあるから、堀田先生の言われる絶対無念無想ということとは少し違うかもしだれないが、堀田先生の境地と私の幾度かの体験は相通するものがあると、私なりに納得している。

しかし、私の場合は技も人間もまだ未熟であるために、どちらかといえば計算ずくで勝ちを取ることが、実際には多かつた。堀田先生で

すら、この試合の直前には心が動搖した旨、書き残されているが、とにかく「虚心坦懐で居て機に応すべし」といふ修練でたどりつけるはずもない。私が幾度かの試合の中で偶然のように垣間見た世界（虚心坦懐・無念無想に近いと私自身は思つてゐるのだが）に、名人達人と言われる先輩たちは、常に心を置いておられるのだろうと思う。修練を重ねて、いざれかにはこの世界の近くまで到達したいものだと思う。

次は、審判員としての堀田先生の感想である。此の度の大会において府県選士の審判員たる恩命を押したことは私の最も光榮と感ずる所であります。それと同時に大なる責任を感じ、神の如き神聖なる審判を過ちなく成し遂

つて、審判員としての堀田先生の感想である。

此の度の大会において府県選士の審判員たる恩命を押したことは私の最も光榮と感ずる所であります。それと同時に大なる責任を感じ、神の如き神聖なる審判を過ちなく成し遂

えれば、東三河の剣道に多大の影響を与えられたと思うので、ここで内藤高治先生について少し述べる。

開院以来満四年、何はさておき思ひ出の口惜しいのは、名譽顧問内藤範士の永眠に接したことである。吾々として挙眉の出来るのは、年に数回だけであるが、その数回が何れ丈吾々の教訓になつたことか、何ふ片言隻句が皆剣法の銘鑑で、あの御老体から陸離として放たれる光彩が、いかに吾々の心を照らし温めたことか。天寿とは言いながら、学院の不運吾々の不幸此上も無い。

あの大上段に振り冠られる形のよさと、子供を相手に余念の無い将棋さしの姿とが目に浮かぶ。

（右武学院報より）

ことはできません。

この初対面で紹介されたのが、確か大正二年の夏であつたと思います。この時、内藤先生に声を掛けて頂いた時の、先生の温情溢れる自分の子供に接するようなお言葉を掛けて頂きました。この時に大家として、器用な大先生であると思われたことは、はなはだ遺憾であります。

試合の経過は試合者、審判員を除いて以外の観戦のみが、語り得る自由を有すると思います。（後略）

自らを未熟と謙遜されているが、私などから見れば、兎事としか言い

げたいものと神に祈りました。

一体、人が人をさばくという事は一方から考えれば潜越な事でありますから、考えれば至難な事であります。よつて審判員たる者は、かりに人が神に代わつて神の心を以て為すべきである。従つて審判員には神の如き崇高なる人格の持ち主であることを要する。

自分の如き人格の卑しい未然不鍛錬な者がその任に当るのであるから誤り無きを望むのはむつかしい事と言わねばならぬ。そこで私は、未熟に力の及ばざる謬はやむを得ない

故に力の及ばざる謬はやむを得ないまでも、自分の心の動きによつて陥る謬の無きことを第一の心掛けと致しました。

そこで、第一には無念無想で試合に臨み、その試合に同化して双方の劍の動きを全く心眼に映ぜしむること、第二には刺撃と判決とが間髪をいづれかにはこの世界の近くまで到達したいものだと思う。

次は、審判員としての堀田先生の感想である。此の度の大会において府県選士の審判員たる恩命を押したことは私の最も光榮と感ずる所であります。それと同時に大なる責任を感じ、神の如き神聖なる審判を過ちなく成し遂

つて、審判の神聖を保つことに努力しました。

すでに自分を空虚にして試合に臨むのでありますから、両剣士を知る知らぬの問題など皆無であります。その態度の氣に入る人らぬもありません。刀法の我が好悪に煩ひざることも得ること。右の二要素を基脚として、審判の神聖を保つことに努力しました。

すでに次第でありますから、数多い中には実に敬服に価する名勝負もありがとうございました。一方、一点にても審判に謬があつたければ、それは私の実力の足らぬませんでした。

だから私は私の信ずる上において、最も正しき最も神聖なる審判を為して感謝して居りますから、数多い萬一、一点にても審判に謬があつたれば、それは私の実力の足らぬませんでした。

わんや次々と進展していくのですが、わんや次々と進展していくのですから、後に至つて某の試合、某の勝負とすれば、それは私の実力の足らぬませんでした。

右の次第でありますから、数多い中には実に敬服に価する名勝負もありがとうございました。一方、一点にても審判に謬があつたければ、それは私の実力の足らぬませんでした。

あります。ただ両者の気魄と剣の動きとが眼に映るのみであります。

間髪を容れず同時に判するのでありますから、唯切れたか、切れないと判決があるのみ、その間に何等の理屈もありません。愛憎好惡の観念など侵入する余隙もありません。

いわんや取ろうか取るまいかと遲疑するなどの醜態はあろうはずがありません。

だから私は私の信ずる上において、最も正しき最も神聖なる審判を為して感謝して居りますから、数多い萬一、一点にても審判に謬があつたれば、それは私の実力の足らぬませんでした。

わんや次々と進展していくのですが、わんや次々と進展していくのですから、後に至つて某の試合、某の勝負とすれば、それは私の実力の足らぬませんでした。

試合の経過は試合者、審判員を除いて以外の観戦のみが、語り得る自由を有すると思います。（後略）

この時、内藤先生に声を掛けて頂いた時の、先生の温情溢れる自分の子供に接するようなお言葉を掛けて頂きました。この時に大家として、器用な大先生であると思われたことは、はなはだ遺憾であります。



尾張地区合同けいこ会

日時 昭和六十年六月二十二日 場所 一宮市産業体育館

県国体選手を迎える試合を実施 第二回尾張地区教室・道場指導員講習会

三・四年 真野修（修武館） 五・六年 小西泰三（矢田小）

参加者 五〇名 日時 四月十九日 十八時 場所 犬山市武道館

参加校 男子六十二校女子五十六校 (男子) 一位滝 二位白木 三位岩倉 進東 三位木曽川・岩倉南

参 加 者 一二三名 場所 小牧市武道館

二年 浅井康伸（名武館）大里健一（名武） 三年中野重慶（岩倉北）久田隆盛（久田）

成績左の通り 場所 木曽川町総合体育館

参加チーム十五（尾張旭市欠場）

五・六年 鈴木恵（岩田教室） 五年六角大裕（武徳）鬼頭夏樹（洗心）

男子団体 場所 一宮市武道館

参加チーム五四

五・六年 林田瑞樹（名古屋文武） 五年林田瑞樹（名古屋文武）

女子個人 場所 濱戸市武道館

参加チーム五四

三・四年 川中洋太郎（武徳館） 三年川中洋太郎（武徳館）

一位古田扶三子（犬山中） 二位望月 千代（布袋中） 三位大島達子（扶桑中）

南・萩原（女子） 一位西成、二位日

り夫々の分野にわたり熱心なご指導 を受ける。

一位一宮地区 二位丹陽地区 三位 濱戸地区 海部地区

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 九月二十三日（祝）十時～十三時 場所 一宮市スポーツ文化センター

参加チーム五四

六十年六月三十日 九時半

三・四年 中野重慶（岩倉北）久田隆盛（久田）

光松会長以下役員一〇〇名選手監督三七八名其の他応援の父兄小学生

五・六年 六角大裕（武徳）鬼頭夏樹（洗心）

多数の参加のもとに光松会長挨拶に

三・四年 川中洋太郎（武徳館） 五年川中洋太郎（武徳館）

続いて師勝町永津町長の歓迎の祝辞

南・萩原（女子） 一位西成、二位日

があり、館内一杯熱気がこもり、熱

南・萩原（女子） 一位西成、二位日

戰の結果成績左の通り。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 九月二十二日 場所 豊浜中学校体育館

一位岩倉武道館、二位小牧一色剣修

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十・二十一・二十二日 場所 明治村無声堂

会友会、一位以下十七位迄のチームが

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

昭和六十一年三月三十日に実施され

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 七月十三日（土） 場所 豊浜中学校体育館

る県大会の出場権を得た。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 六月三十日 場所 豊浜中学校体育館

参加チーム五四

六時よりまるは旅館にて懇親会

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

光松会長以下役員一〇〇名選手監督三七八名其の他応援の父兄小学生

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

多数の参加のもとに光松会長挨拶に

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

続いて師勝町永津町長の歓迎の祝辞

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

があり、館内一杯熱気がこもり、熱

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

戰の結果成績左の通り。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

一位岩倉武道館、二位小牧一色剣修

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

会友会、一位以下十七位迄のチームが

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

昭和六十一年三月三十日に実施され

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

る県大会の出場権を得た。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

参加チーム五四

六時よりまるは旅館にて懇親会

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

光松会長以下役員一〇〇名選手監督三七八名其の他応援の父兄小学生

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

多数の参加のもとに光松会長挨拶に

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

続いて師勝町永津町長の歓迎の祝辞

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

があり、館内一杯熱気がこもり、熱

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

戰の結果成績左の通り。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

一位岩倉武道館、二位小牧一色剣修

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

会友会、一位以下十七位迄のチームが

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

昭和六十一年三月三十日に実施され

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

る県大会の出場権を得た。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

参加チーム五四

六時よりまるは旅館にて懇親会

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

光松会長以下役員一〇〇名選手監督三七八名其の他応援の父兄小学生

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

多数の参加のもとに光松会長挨拶に

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

続いて師勝町永津町長の歓迎の祝辞

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

があり、館内一杯熱気がこもり、熱

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

戰の結果成績左の通り。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

一位岩倉武道館、二位小牧一色剣修

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

会友会、一位以下十七位迄のチームが

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

昭和六十一年三月三十日に実施され

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

る県大会の出場権を得た。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

参加チーム五四

六時よりまるは旅館にて懇親会

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

光松会長以下役員一〇〇名選手監督三七八名其の他応援の父兄小学生

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

多数の参加のもとに光松会長挨拶に

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

続いて師勝町永津町長の歓迎の祝辞

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

あり、館内一杯熱気がこもり、熱

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

戰の結果成績左の通り。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

一位岩倉武道館、二位小牧一色剣修

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

会友会、一位以下十七位迄のチームが

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

昭和六十一年三月三十日に実施され

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

る県大会の出場権を得た。

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

参加チーム五四

六時よりまるは旅館にて懇親会

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

光松会長以下役員一〇〇名選手監督三七八名其の他応援の父兄小学生

西三河尾南尾張三地区合同けいこ会

日時 八月二十一日 場所 尾張旭市体育館

理事会・評議員会	
議事録抜粋	
日時	昭和六十年五月二十五日
場所	弥生会館
出席者	理事数四四名中、三五名出席 定刻加藤文雄理事長が議長となり 審議に入つた。
議案1、評議員会について	1、役員改正について 2、昭和六十年度事業計画（案） 3、昭和六十年度収支予算（案） 承認について 4、各地区剣道少年指導者打合 せ会開催について 5、昭和六一年度事業計画（案） 6、その他
収入	八九、八五、二九円
支出	八九、三九、二九円
余剰金	八、四四、二九円
新理事会	理事長の選出について 加藤文雄理事長留任
出席者	理事数四四名中、三五名出席 定刻加藤文雄理事長が議長となり 審議に入つた。
議案1、評議員会について	1、委任状三三名で会議は成立 2、昭和五九年事業報告について 3、昭和五九年事業報告について 4、その他の
旧評議員会	午後二時三〇分
出席者	総数一三三名中、七七名出席 席（委任状三三名）で会議は成立
議案1、評議員会について	1、昭和五九年事業報告について 2、昭和五九年事業報告について 3、昭和五九年事業報告について 4、その他の
収入	西、三三、二九円
支出	西、三三、二九円
前年度繰越金	西、三三、二九円
五九年度収入	西、三三、二九円
計	西、三三、二九円
余剰金	西、六七、九〇円
昭和六〇年度	
事業報告書	
日時	六十年九月七日（土）
場所	名古屋市露橋スポーツセンター
出席者	理事数四四名中、三〇名出席 定刻加藤文雄理事長が議長となり 審議に入つた。
議案1、第三回全日本東西対抗剣道大会選手選考について	1、春季少年剣道大会について 2、その他
収入	西、三三、二九円
支出	西、三三、二九円
五九年度支出	西、三三、二九円
計	西、三三、二九円
余剰金	西、六七、九〇円

剣道(居合道及び杖道等)称号、段級

手数料改正について

昭和61年4月1日実施

項目	形		実技	
	審査料	登録料	審査料	登録料
段級別			700円	1,100円
8～2級			800円	1,500円
1級	500円	700円	900円	2,300円
初段	600円	700円	1,000円	2,800円
式段	700円	700円	1,600円	4,300円
参段	800円	700円	2,000円	5,500円
四段	800円	700円	2,800円	8,600円
五段	800円	700円	8,000円	20,000円
六段			11,000円	32,000円
七段			14,000円	47,000円
八段				称号
項目			審査料	登録料
鍊士			15,000円	26,000円
教士			22,000円	37,000円

愛知県剣道連盟

※1級受験に際し愛知県剣道連盟入会金として終身会費5,000円を納入しなければなりません。

昭和六十一年度 事業計画（案）

各連盟所在地

団体名	〒	住所	責任者	☎
愛知県剣道連盟	453	名古屋市中村区鳥居通り2-41内藤ビル2F	松田和夫	052-481-0093
名古屋地区剣道連盟	453	名古屋市中村区小鴨町161	加藤信雄	052-411-2384
尾張地区剣道連盟	491	一宮市八幡4-1-28 一宮武道館内	山本芳郎	0586-43-1023
西三河地区剣道連盟	446	安城市相生町3-7	浅井功夫	0566-76-2151
東三河地区剣道連盟	443-01	蒲郡市形原町西御屋敷28-2	富田孝夫	0533-57-2769
尾南地区剣道連盟	477	東海市高横須賀町真光寺20	伊藤勲次	0562-32-0103
愛知県剣道道場連盟	451	名古屋市西区松前町2-60 名鉄体育館内		052-561-4811
中部地区実業団剣道連盟	"	" "		052-561-4811
東海学生剣道連盟	453	名古屋市中村区名駅4-7-35 毎日新聞中部本社事業部内		052-561-2211
全日本剣道連盟	102	東京都千代田区北ノ丸公園2-3 日本武道館内		03-211-5804
全日本剣道道場連盟	105	東京都港区虎ノ門1-15-16		03-501-6864
全日本実業団剣道連盟	100	東京都千代田区有楽町1 第一生命本館内		03-216-1211 内 2100
全日本学校剣道連盟	162	東京都新宿区神楽坂2-16 岡本ビル2号室		03-268-7121
全日本学生剣道連盟	102	東京都千代田区北ノ丸公園2-3 日本武道館学生武道クラブ内		03-211-5804

編集後記

今年こそはと思い、その発刊に気をもみ乍らも年度の変わりめ、京都大会と目まぐるしく過ぎる日々についておれがちになり毎年辯明ばかり、申し訳なく思つております。本号には谷先生の試合運営についての解説又稻吉正道先生よりの東三河地区の剣道史その他多くのご寄稿をいただき有難うございました。

本年も又新しい分野からでの剣道についてご参考、ご意見等ご寄稿願えれば幸甚です。

広報「観の眼」第九号
昭和六十一年三月三十一日
愛知県剣道連盟
〒453 名古屋市中村区鳥居通り2-41
内藤ビル2階
電話 (052) 481-10093

鈴木房吉（九十五才）
剣道範士、八段
愛知県剣道連盟相談役
豊橋市東旭町三二五
昭和六十一年一月十六日死
去
佐藤善記（八十七才）
剣道範士、八段
愛知県剣道連盟相談役
名古屋市瑞穂区弥富通五一
一九 マルエムビル1F-102
昭和六十一年五月二十七日死
去
謹んでご冥福をお祈り申し上げます